

基本方向2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、子どもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になる中、子育てを楽しいと感じながらもつらいとも感じる保護者がいます。また、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うひとり親家庭など、子育て家庭の家族形態や抱える悩みも多様化しています。さらに、障がいのある子どもや、慢性疾患などにより長期に療養を必要とする子どもの養育者が安心して子育てができるよう支援するとともに、すべての子どもが互いを思いやり、共に育つ地域づくりを進めていくことが重要です。

すべての子育て家庭が、安心と楽しさを実感しながら、子どもを生み、育てられるように、子育て家庭のさまざまなニーズにきめ細かく対応する支援の仕組みを、より身近な地域で充実していく必要があります。

また、働き続けることを希望する人が仕事と出産・子育てを共に選択できる社会を実現していくことが重要であることから、大阪市では、これまでも仕事と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童の解消をはじめ、保育サービスの充実等に精力的に取り組んできました。

就業を希望する人が働き続けながら出産や子育てができる環境づくりを一層充実し、子どもを生み、育てるすべての人が多様な生き方や働き方を選択できる社会を実現していく必要があります。

めざすべき目標像

- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。
- 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。
- 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを生み、育てることができる。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標（令和 6 年度）
子育てについて「楽しいと感じることの方が多く」と答える保護者の割合	就学前児童 77.5% 就学児童 73.9%	就学前児童 80% 就学児童 80%
「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合	就学前児童 88.0% 就学児童 90.2%	就学前児童 94% 就学児童 94%
母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合	42.4%	46.1%

基本施策・施策

基本施策（１）安心して子どもを生むことができる仕組みの充実	
施策１	妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組み等を充実します 【重点施策６】妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実
施策２	思春期の子どもの健康を守る取組を充実します
基本施策（２）身近な地域における子育て家庭への支援の充実	
施策１	子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します
施策２	子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
基本施策（３）家庭の状況に応じた子育て支援の充実	
施策１	ひとり親家庭への支援を充実します 【重点施策７】ひとり親家庭への支援の充実
施策２	障がいのある子どもと家庭への支援を充実します 【重点施策８】障がいのある子どもと家庭への支援
施策３	長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します
施策４	外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援を充実します
基本施策（４）多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実	
施策１	仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します 【重点施策９】待機児童を含む利用保留児童の解消
施策２	保育サービスの質を向上します 【重点施策１０】安心・安全な保育の提供
基本施策（５）子ども・青少年や子育て家庭が快適で安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策１	子ども・青少年や子育て家庭にとって快適で安全・安心な生活環境を整備します

(1) 安心して子どもを生むことができる仕組みの充実

施策1 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組み等を充実します

【基本認識】

妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある一方で、健康診査を受診しない妊婦もみられ、妊婦の健康管理を充実していく必要があります。さらに、不妊治療へのニーズも高まっており、妊娠を望む夫婦への支援も必要です。

【取組の方向性】

妊婦の健康を守り、安心して出産できるよう、適切に健康を管理する機会を確保します。胎児や新生児及び母体の健康と安全な出産を守り、危険な状態にある妊産婦や未熟児等に適切に対応するため、周産期の医療体制を確保します。また、妊娠・出産を望む夫婦が安心して不妊治療を受けられるよう支援します。

【重点施策6】 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

重点施策として実施する事業

(90) 妊婦健康診査

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 53 ページ

【こども青少年局】

施策目標
・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として設定する数値目標 ⇒ 53 ページに掲載

(91) 産後ケア事業

出産直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、ショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）の利用を通じて、母親への心身のケアや育児のサポートなどの支援を行います。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・利用者のうち、育児に自信が持てるようになった人の割合	98.2%

(92) 赤ちゃんへの気持ち質問事業

児童虐待予防の観点から出産後から 3 か月児健康診査までのできるだけ早期に助産師または保健師が乳児及び養育者宅を家庭訪問し、自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」を用いて養育者の赤ちゃんに対する愛着を客観的に把握、評価したうえで、必要に応じて早期支援につなげます。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・母子訪問・乳児家庭全戸訪問・専門的家庭訪問支援事業の対象者への自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」実施	—

(93) 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）

⇒ 「第 4 章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 54 ページ

【こども青少年局】

施策目標
・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として設定する数値目標 ⇒ 54 ページに掲載

(94) 乳児家庭全戸訪問事業

⇒ 「第 4 章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 53 ページ

【こども青少年局】

施策目標
・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として設定する数値目標 ⇒ 53 ページに掲載

(95) 不妊専門相談センター事業

令和元年 12 月より不妊専門相談センターを設置し、不妊治療に関する様々な悩みを抱える夫婦に対して、専門相談員による電話相談や面接相談を実施します。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・利用者にアンケートをした結果、満足と答えた割合	—

実施事業（全市共通）

（96）特定不妊治療に対する助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたもののうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

【こども青少年局】

（97）周産期緊急医療対策事業

ハイリスクの新生児や妊産婦を、24時間体制で高度な医療機能を有する医療機関に緊急搬送し、適切な治療が受けられる体制を確保するため、周産期の緊急医療体制を整備するとともに、かかりつけ医のない妊産婦や婦人科疾患の救急搬送体制として、救急搬送体制協力病院を当番制で確保し、一時対応病院として受入を図ります。

【健康局】

（98）母親教室

妊娠届出時等に妊婦およびその配偶者等を対象とする教室や保健指導の案内を行い、妊産婦を対象に妊娠・出産・育児や健康に関する正しい知識の普及と必要な保健指導を行う健康教育を実施し、具体的かつ実践的な教育及び参加者同士の交流により、健康の保持増進と育児不安や悩みの軽減・解消を図ります。

【こども青少年局】

（99）父親の育児参加啓発事業

父親に対し、「プレパパ・ママの育児セミナー」を開催し、父親の母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を図ります。また、この機会をとらえて、悩みや不安を傾聴し、相談に応じたり、同じ悩みをもつ者同士の交流を行うことで、相談相手や仲間づくりを促進します。

【こども青少年局】

（100）地域ふれあい子育て教室事業

保健師が保育所等の地域に出向き、集団及び個別相談指導を行うとともに、養育者相互の交流を推進することにより相談相手や仲間づくりを促進し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康保持増進を図ります。

【こども青少年局】

施策2 思春期のこどもの健康を守る取組を充実します

【基本認識】

予期しない妊娠などによる人工妊娠中絶は大きな社会問題であり、その若年化も問題となっています。10代の人工妊娠中絶実施率は減少傾向がみられるものの、性感染症罹患率は増加傾向がみられます。性に関する正しい知識や健全な意識の醸成、生命を大切にする心の育成が重要です。また、10代の喫煙や飲酒、思春期やせ症などは、将来、妊産婦の健康にも影響を与えるとともに、低出生体重児の増加にも関連が深いと指摘されています。家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組を推進していく必要があります。

【取組の方向性】

妊娠や出産、子育てにも大きな影響を与える思春期の心身の健康を守るため、思春期特有の悩み等についての相談体制を確保します。また、生命の尊さや性への正しい理解を深める取組を推進します。

思春期のこどもの健康を保持する取組の充実

実施事業（全市共通）

（101）健全母性育成事業

思春期における男女の心身の健康が将来の結婚生活や健康、妊娠、出産、子育てに大きな影響を与えることから、思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、性と生殖に関わる専門家が中学校へ出向き直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。

【こども青少年局】

再掲（37）学校教育における健康に関する現代的課題への対応 ⇒ 73 ページに掲載

再掲（38）学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進
⇒ 73 ページに掲載

再掲（39）感染症に関する正確な知識の普及啓発 ⇒ 73 ページに掲載

再掲（40）思春期問題相談 ⇒ 73 ページに掲載

再掲（41）薬物関連問題相談 ⇒ 74 ページに掲載

(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実

施策1 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します

【基本認識】

子育てをしていくうえで、こどもの健康や安全を守ることは大切です。こどもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に、夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

こどもの健康な生活習慣の形成を図ることができるよう、さまざまな機会をとらえ、情報提供や健康教育を推進します。また、こどもの健康を適切に管理できる機会を確保し、健康の保持増進と病気等の予防や早期発見・早期対応を図ります。こどもの不慮の事故や病気などの緊急時にも即応できるよう救急医療体制を充実します。

こどもの健康や安全を守る仕組みの充実

実施事業（全市共通）

(102) 新生児聴覚検査

聴覚障がいとは、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査費用の一部公費負担を実施します。

【こども青少年局】

(103) 乳児一般健康診査

生後1～2か月と9～11か月の乳児を対象に、本市が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見とともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。

【こども青少年局】

(104) 3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査

3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。

【こども青少年局】

(105) こども医療費助成制度

0 歳から 18 歳（18 歳に達した日以後における最初 3 月 31 日）までのこどもが健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成する（一部所得制限あり）ことにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ります。

【こども青少年局】

(106) 休日・夜間急病診療所の運営事業

主として医療機関が通常診療を実施していない時間帯（夜間及び休日）において市民が急病になった際に、診療（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）を実施する事業であり、市民の安全で安心な生活に寄与することを目的として事業を実施します。

【健康局】

(107) 救急安心センター事業

「救急安心センターおおさか」では、看護師が医師の支援体制のもと、突然の病気やケガに対して救急医療相談や救急病院の案内、応急手当についてのアドバイスなどを 365 日 24 時間対応できる体制を整えており、医療相談の内容から緊急性が高い場合には、迅速に救急車を出場させるなどのワンストップサービスの提供を行います。

【消防局】

施策2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します

【基本認識】

子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要があります。地域団体の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要です。また、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

安心して子育てできるよう身近な地域での相談や支援体制を充実します。家庭における子育てを支援するため、子育てに関する情報提供の充実や、保護者やこども同士の交流機会を提供します。緊急時などに、就業の有無にかかわらずこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を推進します。

地域での子育て相談や支援等の充実

各区保健福祉センターの「子育て支援室」において、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、保育所・幼稚園や地域子育て支援拠点事業などによる身近な地域での相談や支援を推進します。また、こども相談センターの総合的な相談や支援機能を充実し、各区子育て支援室や関係機関との有機的な連携により、子育て家庭への相談や支援体制を強化します。また、国際化の進展や国際結婚が増加する中で、多様な文化的背景を持つこどもや保護者が安心して子育てできるよう、必要な情報提供や相談などの支援を行います。

実施事業（全市共通）

（108）区保健福祉センターにおける相談の充実

区保健福祉センターの「子育て支援室」においては、虐待担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行います。

【各区・こども青少年局】

(109) こども相談センターにおける子育て家庭への相談や支援

大阪市内に住む、18 歳未満のこどもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や観察を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。

【こども青少年局】

(110) 男女共同参画センター子育て活動支援館

男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う、男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等を開催し、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。

男女共同参画センター子育て活動支援館 (クレオ大阪子育て館)	大阪市北区天神橋 6 - 4 - 20
-----------------------------------	---------------------

【こども青少年局】

(111) 子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）

次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。

【こども青少年局】

(112) 地域子育て支援拠点事業

⇒ 「第 4 章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 51 ページ

【こども青少年局】

(113) 幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施

幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。

【こども青少年局】

(114) 利用者支援事業

⇒ 「第 4 章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 53 ページ

【こども青少年局】

(115) ブックスタート

絵本を通じて、親と子がふれあう機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、こど

もの情緒面での発育を促すことを目的に絵本等のセットを手渡すとともに、図書館司書等が読み聞かせの指導を行います。地域子育て支援拠点事業実施施設等で実施することにより、子育て支援施設の利用や様々な支援サービスの周知につなげます。

【こども青少年局】

(116) 子育ていろいろ便利帳

子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む本市子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進します。

【こども青少年局】

(117) 赤ちゃんの駅事業

乳幼児と保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知を図ります。

【こども青少年局】

多様なニーズに対応する子育て支援の充実

保護者の仕事の都合や病気、介護などで子育てが一時的に困難な場合など、子育て家庭の多様なニーズに応じた支援を充実します。

実施事業（全市共通）

(118) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 52 ページ

【こども青少年局】

(119) 病児・病後児保育事業

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 52 ページ

【こども青少年局】

(120) 子どものショートステイ事業

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 51 ページ

【こども青少年局】

(121) ファミリー・サポート・センター事業

⇒ 「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に掲載 52 ページ

【こども青少年局】

子育てにかかる経済的負担の軽減

国制度との整合性を図りつつ、受益と負担の適正化の視点をふまえながら、保育料や教育費、その他教育・保育に必要な実費徴収にかかる負担など、子育て家庭における保育所や幼稚園から高等学校までの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

実施事業（全市共通）

(122) 児童手当

次代の社会を担うこどもの発達や成長を社会全体で応援するため、こどもを養育している方に手当を支給します。

3歳未満	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前（第1子、第2子） （第3子以降）	月額1万円 月額1万5千円
中学生	月額1万円

【各区・こども青少年局】

(123) 保育料（保育所等）の負担軽減

保育料については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、大阪市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準額よりも安く保育料を設定します。

【こども青少年局】

(124) 教育費等の負担軽減

経済的な理由により大阪市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助を実施します。（就学援助費）

また、大阪市内に居住し、高等学校または高等専門学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者（市民税非課税世帯。ただし、生活保護世帯を除く）に対し、大阪市奨学金を支給します。（奨学金）

【教育委員会事務局】

再掲（6）幼児教育・保育の無償化 ⇒ 59 ページに掲載

再掲（53）塾代助成事業 ⇒ 77 ページに掲載

再掲（105）こども医療費助成制度 ⇒ 98 ページに掲載

(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実

施策1 ひとり親家庭への支援を充実します

【基本認識】

家族形態の違いにかかわらず、すべての子育て家庭が安心と楽しさを実感しながら子育てできるよう、支援していく必要があります。ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、精神的、経済的負担が大きくなっています。就業支援、子育てや生活支援など、個々のニーズに応じた総合的な支援を推進していく必要があります。

【取組の方向性】

ひとり親家庭の子育てを支援するため、それぞれの家庭が抱えるさまざまな課題にきめ細かく対応し、就業支援、子育てや生活支援、養育費の確保支援などを総合的に推進します。また、関係機関や地域のネットワークにより、身近な地域での相談や支援体制を充実します。

【重点施策7】 ひとり親家庭への支援の充実

重点施策として実施する事業

(125) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

愛光会館において、ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。

愛光会館	大阪市北区中津1-4-10
------	---------------

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成30年度)
・ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方の就職率	46.0%

(126) 養育費確保のトータルサポート事業

養育費に関する広報・啓発、弁護士による無料専門相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書などの作成費用の補助、民間保証会社と保証契約にかかる本人負担費用の補助など、養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、大阪市のひとり親家庭等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ります。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・児童扶養手当受給者で養育費を受給している人の割合	9.94%

(127) ひとり親家庭サポーター事業

各区保健福祉センターに、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターを配置し、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細やかな相談支援を行います。また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談も行い、無料弁護士相談等の情報提供や家庭裁判所等への同行支援も行います。区役所の相談日に来所できない方に対しては、訪問相談等に対応します。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・ひとり親家庭サポーターの相談件数	3,800 件

実施事業（全市共通）

(128) ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしの支援のため、一定期間就労と修業の両立ができる環境を整備し、自立した生活を営むことができるよう、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等を実施します。

【こども青少年局】

(129) ひとり親家庭専門学校等受験対策事業

ひとり親家庭の親で、資格をとるための専門学校等に入校するために一定の準備が必要な方を対象に、予備校の費用を補助、または受験対策の講座を開設します。

【こども青少年局】

(130) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、技能習得のための通学、就職活動、残業等自立促進に必要な事由、又は疾病、冠婚葬祭等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で保育したりするなど、その生活を支援します。

【こども青少年局】

(131) 母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。

【こども青少年局】

(132) 児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している養育者に対して、児童扶養手当を支給します。

【こども青少年局】

(133) ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の方が健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成することにより、ひとり親家庭の方の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図ります。

【こども青少年局】

(134) 相談・情報提供機能の充実

各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。

【こども青少年局】

(135) 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携

多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めていきます。

【こども青少年局】

施策2 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

障がいのある子どもの養育支援については、身近な地域での相談や支援を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が一層連携し、生まれてから社会的、職業的に自立するまで、生涯にわたって一貫した切れ目のない支援を行うことが重要です。発達障がいも含め障がいの状態や程度は多種多様であり、養育者をはじめ関係者が障がいに対する理解を深め、障がいを早期に発見し、個々に応じた支援を適切に行う体制を確立していく必要があります。また、養育者の身体的、精神的負担を軽減する支援も重要です。何より、地域のすべての子どもが互いに理解しあい、共に育つ地域づくりを推進していくことが重要です。

【取組の方向性】

身近な地域での相談や支援を推進するとともに、健康診査などのあらゆる機会をとらえて障がいの早期発見に努め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一層連携し、生涯を見通し発達段階に応じて切れ目のない支援を推進します。また、発達障がいを含めたさまざまな障がいについて、保育所をはじめ子どものはぐくみに関わる人材の専門性を高め、一人ひとりの状態に応じて一貫した支援体制を構築します。そして、障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に育つ地域づくりを推進します。

【重点施策8】 障がいのある子どもと家庭への支援

重点施策として実施する事業

(136) 発達障がい者への支援

発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族に対する相談支援、ペアレント・トレーニング等の親支援、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援等を実施します。

また、発達障がいのある子どもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や手段への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。

【福祉局】

施策目標	現状値 (平成30年度)
・実施箇所数	6 箇所
・定員	280 名

(137) 重症心身障がい児（者）への支援

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、各医療機関が柔軟にショートステイを実施できるよう要件を緩和し、医療型ショートステイの拡充を図ります。

【福祉局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・医療型ショートステイの利用実績	2,327 日

(138) 障がい児保育事業

特別支援保育事業として、民間保育施設に対し、特別支援保育担当保育士等の人件費補助を行うことで特別支援保育の質の向上を図るとともに、障がい児の保育施設への受入を促進します。

また、特別支援保育巡回指導講師派遣事業として、公立保育所及び民間保育施設における障がい児の実態を把握し、必要な助言・指導を行う職員を雇用することで障がい児受入れ後のサポートを行い、特別支援保育の質の向上を図ります。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・全民間保育施設のうち、障がい児受入施設の割合	69.2%

(139) 私立幼稚園における特別支援教育の充実

要支援児受入れのセーフティネット的な役割を担う私立幼稚園等を大阪市要支援児受入促進指定園として指定し、要支援児の就園機会の保障を図ります。

また、市内の保護者、地域の幼児教育センターの役割を担っている私立幼稚園等の教職員からの発達障がい児等の相談に関して、支援を行い、幼児期にこどもの特性に気づき、適切な支援策を講じることにより早期療養、予防及び育児援助に努めます。

【こども青少年局】

施策目標	現状値 (平成 30 年度)
・大阪市要支援児受入促進指定園数	64 園

実施事業（全市共通）

（140）特別支援教育相談事業

障がいのある児童・特別な支援が必要となる可能性のある児童の就学、進路、生活面、学習面の指導について、こども相談センターの相談員が専門的な立場から助言します。

【こども青少年局】

（141）障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児の地域での生活を支えるため、訪問・外来による専門的な療育相談・指導や施設職員への指導等を行います。

【福祉局】

（142）児童発達支援事業

児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。

【福祉局】

（143）放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

【福祉局】

（144）保育所等訪問支援事業

保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

【福祉局】

（145）4・5歳児発達相談

知的障がいを伴わない発達障がいは、4歳頃から保育所や幼稚園等での集団生活の中で社会性や行動面の問題が表面化するといわれており、3歳児健康診査以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障がいの個別相談を行い、専門医療機関の紹介や養育者への支援を行います。

【こども青少年局】

(146) 重症心身障がい児訪問指導

こども相談センターの職員が在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し、家庭での療育や介護等について助言や指導を行うとともに、施設や福祉サービス等に関する情報提供や心理的援助を行います。

【こども青少年局】

(147) 発達支援プログラム冊子の普及・活用

発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」、「できた！わかった！たのしいよ！パートII」を就学前施設に配布するなど、支援の充実を図ります。また、本市ホームページに掲載し、広く情報を発信していきます。

【こども青少年局】

(148) 就学前施設の教職員への研修

就学前施設の教職員が、様々な障がいのある児童の特性や支援について理解し、保育場面における支援が早期に実施されるよう研修を実施します。

【こども青少年局】

(149) 就学前施設の教職員に対する発達障がい児等に関する相談支援

就学前施設の教職員からの発達障がい児等に関する相談に対し、専門的な知識や経験をもつ相談員が指導・助言等を行うことにより、教職員がこどもの特性に応じた適切な教育・保育、保護者に対する子育て支援を行うことができるよう援助します。

【こども青少年局】

再掲 (21) 特別支援教育の充実 ⇒ 67 ページに掲載

再掲 (56) 児童いきいき放課後事業 ⇒ 78 ページに掲載

再掲 (57) 留守家庭児童対策事業 ⇒ 78 ページに掲載

施策3 長期にわたり療養を必要とするこどもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

小児慢性特定疾病など、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とするこどもについては、日常生活において医療分野の専門的な支援が不可欠であるとともに福祉的な支援が必要です。そのため、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、その疾病や療養状況に応じた適切な相談を行い、日常生活における問題や不安を軽減し、ひいてはこどもの健全育成の推進を図ることが重要です。

【取組の方向性】

小児慢性特定疾病など慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とするこどもについて、その疾病及び療養状況を把握するとともに、状況に応じた適切な相談や助言を行い、日常生活における問題や不安の軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。

相談や支援体制等の充実

実施事業（全市共通）

（150）小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業

長期療養を必要とするこどもとその家族を対象に、専門医、保健師、栄養士、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療・保健・福祉・教育に関する療養相談会や、患児の療養上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等を行います。各区においては保健師が面接や訪問による相談等を行います。

【健康局】

施策4 外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

国際化が本格的に進展する中、国籍、民族の異なる人々との出会いや交流が地域、職場、学校などあらゆるところで見られるようになっていきます。しかし、外国籍住民に関する福祉や医療、住宅、雇用や教育などさまざまな分野での課題が顕在化しており、言葉や文化、生活習慣の違いなどから外国籍住民が社会的に孤立したり、トラブルが生じたりすることもあるため、外国籍住民が言葉の問題などで不利益を被ることなく、市民サービスが適切に提供され、外国籍住民にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。

【取組の方向性】

国際人権規約の内外人平等の原則を踏まえ、日本語を十分に理解できないことなどから行政サービスの提供に不平等が生じないように配慮するとともに、国籍の違いによる不合理な差別や不利益を受けることのないよう、外国籍住民の人権を尊重する社会づくりを進めます。また、外国籍住民の誰もが地域社会の一員として、地域の中で人と人とのかかわりを持ちながら、自己の持てる能力を高めかつ十分に発揮しながら、地域社会の発展のため、さまざまな活動や交流に参加することを進めます。

相談や支援体制等の充実

実施事業（全市共通）

（151）外国人のための相談

大阪国際交流センターインフォメーションセンター内において、「外国人のための相談窓口」を設置し、各種相談のほか、弁護士による面談での法律相談や行政書士による面談でのビザ相談も実施しています。なお、相談に際しては、通訳（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語）を配置します。

【経済戦略局・市民局】

（152）子育て支援施設や児童福祉施設における支援

子育て支援施設や児童福祉施設において、外国にルーツを持つ子どもや保護者が増加傾向にある中で、通訳の派遣や翻訳機の購入支援等により、保護者等とのコミュニケーションを円滑に行います。

【こども青少年局】

再掲（18）多文化共生教育の推進 ⇒ 65 ページに掲載

再掲（80）社会的包摂と現代的・社会的課題についての学習 ⇒ 85 ページに掲載